

神奈川労働局発表  
令和元年10月10日発表

令和元年10月10日発表  
【照会先】神奈川労働局労働基準部安全課  
安全課長 石井 登  
安全専門官 渋谷 勇一  
安全専門官 木目田 明  
電話 045(211)7352  
FAX 045(211)0048

## 台風接近に伴う労働災害防止について

神奈川労働局では、本日、大型の台風第19号の接近に伴い、悪天候時の屋外作業時等における労働災害の防止、台風通過後の復旧作業における屋根上からの墜落災害等の防止を図るため、下記1、2のとおり県内の労働災害防止団体に対して、要請書を交付して、注意の喚起を図りましたので、公表します。

### 1 台風の接近に伴う労働災害防止対策の徹底について（別添1のとおり。）

要請先

- ①公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会
- ②陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部
- ③港湾貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川総支部

### 2 大型で猛烈な台風接近に伴う建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について（別添2のとおり。）

要請先

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

#### 【公表のポイント】

- (1) 台風15号の際には、県内において、暴風時及び通過後の工場屋根復旧時に、労働者2名の死亡災害が発生した他、足場の崩壊、クレーンの転倒災害等が多発し、労働災害や物損により、県内に多大な被害を及ぼした。
- (2) 神奈川労働局では、台風等による労働災害防止、災害復旧時の対策について、平成23年以降の死亡災害の状況を踏まえて、上記1の労働災害防止団体に対して別添1のとおり要請したほか、上記2の建設業にかかる労働災害防止団体に対して、足場の崩壊・倒壊災害の防止、クレーンの転倒災害の防止等労働災害、公衆災害の防止を目的として、別添2のとおり事業場、労働者等に対する安全対策の徹底を要請した。

事務連絡  
令和元年 10 月 10 日

関係団体長 各位

神奈川県労働局労働基準部  
安全課長

### 台風の接近に伴う労働災害防止対策の徹底に関する要請

平素から労働災害防止の取組について、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、大型で猛烈な勢力の台風 19 号が週末に日本列島に接近することが予想されています。先月の台風 15 号では、強風・大雨の影響により、県内でも多くの被害を受け、残念ながら、台風通過中に施設内で強風にあおられ高所から墜落によって死亡する災害や台風通過後工場屋根の被害状況の点検中にスレート屋根を踏み抜き墜落によって死亡する災害が発生したところです。

台風の接近に伴う悪天候時の屋外作業では、重篤な災害につながる労働災害が発生するおそれがあるばかりでなく、台風通過後における被害も懸念されます。

つきましては、貴会員事業場に対し下記事項を遵守するよう周知し、台風の接近等に伴う労働災害の防止に努められるよう要請します。

### 記

- 1 台風の接近に伴う悪天候時の屋外作業について  
強風・大雨・高潮等(以下、「強風等」という。)により、高所作業による危険、飛来・落下物による危険、河川の氾濫や高潮・高波による浸水等による危険が予想される時は、作業禁止や安全な場所に避難すること。
- 2 強風等が予想される時の対策について  
強風等が予想される場合には、次の対策を講じること。
  - (1) 強風のため風荷重を受ける仮設物、コンテナ、荷、クレーン等が損傷・転倒・崩壊・逸走を防止するため、点検や補強対策を講ずること。
  - (2) 車両を使用する業務に係る運行管理については、気象情報を最大限に

活用し、暴風警報等の発令が予想される時間帯については運行を控えること。また、荷主や配送先との調整により配達時間の変更や振替の措置を講ずること。

### 3 台風通過後の点検・復旧作業等について

- (1) 工場、店舗、事務所等の点検・復旧作業については、事前の打ち合わせを十分に行いリスクアセスメント(危険の洗出し等)、危険予知活動(KY活動)の実施を徹底すること。また、点検・復旧作業中に打ち合わせにない状況が生じた場合は、作業等を中断して改めて作業方法を検討し、リスクアセスメント等を実施した上で作業等を再開すること。
- (2) 復旧作業は原則として複数で行わせることとし、単独作業を行わせる場合も責任者の定期的な巡回等により、安全確保状況を確認すること。
- (3) 過去の災害復旧作業等では、屋根の補修等高所作業において重篤な災害が多発していることから、特に高所における墜落・転落防止対策及びスレート屋根等の踏み抜き対策(作業床、手すり、歩み板、親綱の設置、はしごの固定、墜落制止用器具(安全帯)の使用、保護帽の着用等)に万全を期すること。また、発注者となる場合には万全を期させること。

### 4 過去の台風等による死亡災害について(神奈川労働局管内)

災害発成年月	発生概要
平成 23 年 9 月	台風の影響により断線していた高圧電線が道路上に認められたため、車両を降りて当該電線を移動させるため持ったところ、感電したもの。
平成 25 年 10 月	トラック荷台の扉を開け、荷物を運ぶための台車を取ろうとした際に、開けた扉が強風にあおられ、被災者の頭部に激突したもの。
平成 25 年 10 月	台風通過後の登山道の安全状況を確認するため入山し、調査中に滑落したもの。
平成 30 年 10 月	工場のスレート屋根の明かり取り部を交換する作業を行っていた被災者がスレート屋根を踏み抜いてコンクリート床に墜落したもの。
令和元年 9 月	電気設備保守点検業務受託先において、建屋 2 階の外の張出し床に出た際に、強風にあおられて墜落したと推測されるもの。
令和元年 9 月	工場の屋根に登り、台風により開いた穴を点検していたところ、スレート屋根を踏み抜いて墜落したもの。

事 務 連 絡

令和元年 10 月 10 日

建設業労働災害防止協会 神奈川支部長 殿

神奈川労働局労働基準部  
安全課長

大型で猛烈な台風接近に伴う建設工事現場における労働災害防止  
対策の徹底について

平素より労働基準行政の推進に多大なる御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、令和元年 10 月 10 日発表の気象情報によると、大型で猛烈な台風 19 号は 12 日から 13 日にかけて関東にかなり近づき上陸するおそれがあります。中心気圧が 915 ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は毎秒 55 メートルであることから、建設工事現場での足場の崩壊・倒壊や物の飛来・落下による事故等が懸念されるところです。

つきましては、貴会の会員事業場の建設工事現場において、下記に留意の上、足場の点検等が適切に行われるよう、周知啓発をお願いいたします。

#### 記

##### 1 悪天候時における作業禁止について

強風・大雨により、高所における作業の危険、地山の崩壊による危険、土石流による危険、クレーン等に係る作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止するとともに安全な場所に避難すること。

##### 2 気象状況の把握等について

足場・作業構台等を使用して作業を行う場合には、工事現場内に吹き流しや風速計など設置するとともに、常に気象状況に関する情報を把握すること。

土石流危険河川においては、1 時間ごとの降雨量を把握し、記録するとともに警報用及び避難用の設備を事前に周知しておくこと。

3 強風が予想されるときへの対策について

強風が予想される場合には、次の対策を講じること。

- (1) シート、防音パネル等風荷重が大きくなる要因となる養生材は早めに撤去するか、巻き上げるなどの措置を講じること。
- (2) 足場等の滑動防止、壁つなぎに対する補強等の措置を講じること。
- (3) 建築物から突出している足場等は、控え索や控え材等で補強を行うこと。
- (4) 足場上にある資材等は固縛するか、地上に降ろすなどの対策を講じること。
- (5) 強風のためクレーン等が損傷・転倒・崩壊・逸走するおそれのあるときは、クレーン等を固定させる等の対策を実施すること。

4 悪天候後の点検等について

- (1) 強風・大雨による悪天候の後に足場等における作業を行うときは、作業を開始する前に足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の状況について点検し、異常を認めるときには直ちに補修すること。
- (2) 地山の掘削作業においては、作業箇所及びその周辺の地山について点検を行い、掘削作業再開の時期及び手順を定め、作業手順により作業を行うこと。
- (3) 瞬間風速が毎秒 30 メートルを超える風が吹いた後に作業を行う場合には、クレーン等の各部分の異常の有無について点検を行い、異常箇所は補修を行うこと。
- (4) スレート等屋根上の高所作業では、墜落防止を図ると共に、はしご・脚立作業等においても、有効な保護具を使用するなど、安全対策を講じること。